

《レンタカーご利用の注意事項・規約》

1. 事故についてのご案内

万一、事故に遭われましたら、事故の大小にかかわらず必ず警察への届け出と必要の場合は救急車の手配を行っていただき、必ず弊社にご連絡をお願いします。**弊社営業時間以外は、損保ジャパン（電話0120-256-110）へご連絡いただき、翌日に必ず弊社へもご連絡をお願いします。**また事故に関してまして、弊社のご案内を待たずして、相手方と示談は行わないでください。

※注意～補償されない主な内容に該当する場合には、保険の適用となりません。

お貸しする車両には、次の金額を限度として保険等による補償が付いています。

ただし、免責はお客様負担額のお支払いとなります。

保険名	保険内容	お客様負担額 (免責金額)	【重要項目】 保証されない主な内容
対人賠償	無制限		■ 警察への届け出及び弊社への連絡がなかった場合（含無断示談） ■ 無謀運転（故意による事故など） ■ 無免許運転・飲酒運転・薬物使用中の運転によるもの ■ レンタル契約の際、申し出のなかった運転者によるもの ■ 事故の相手方の責任によるもの ■ 貸渡時間の無断延長 ■ タイヤパンクなどの修理交換費 ■ ホイルキャップの紛失・飛び石による窓ガラスのひび割れ
対物賠償	無制限	(1 事故) 5 万円	
人身傷害	5,000 万円		
車両補償	車両時価額まで	(1 事故) 5 万円	

※【重要項目】にあてはまる運転、状態で発生した事故の事故損害はお客様のご負担となります。

基本料金に含まれる保険の適用をお断りします。尚、当社が重大な事故と見なした場合（飲酒運転居眠り運転、無免許運転など）は契約を解除し、途中解約の手続きを取ります

2. 免責補償制度（CDW）について

加入料・・・550～1430円／日（税込、車種により異なります）

ウィークリー契約の貸渡しについて6泊7日間までの加入料金は、6日で打ち切り計算をします。

マンスリー契約の貸渡しについて29泊30日間までの加入料金は、12日で打ち切り計算をします。

万一の事故の際に、お客さまのご負担となる対物免責額と車両免責額を補償する制度です。ただし、同一貸渡しにおいて複数事故が発生した場合、初回事故のみの適用となります。貸渡し時にお申込みください。（貸渡し手続き後の加入、解約はできません。）

※注意 1 ～補償されない主な内容に該当する場合には、免責補償制度（CDW）の適用となりません。

※注意 2 ～個人様でのご利用の場合、免責補償制度（CDW）は必須加入となります。

3. ノンオペレーションチャージ（NOC）

万一当社の責任によらない事故・盗難・故障・汚染等が発生し、車両の修理・清掃等が必要となった場合、その期間中の営業補償の一部として下記金額を1事故につき、その損傷等の程度や修理等の所要時間に関わりなく申し受けます。

※車両・対物事故免責補償（CDW）にご加入の場合でもご負担いただきます。

※事故車両の陸送代金（当社指定工場まで）を別途申し受けます。

ノン・オペレーション・チャージの種類	料 金
自走可能な場合（車検に適合できる状態）	20,000 円
自走が不可能な場合（車検に適合できない状態）	50,000 円

4. チャイルドシート

道路交通法により、6歳未満の幼児を乗車させる場合には、幼児用補助装置（チャイルドシート）の使用が運転者に義務付けられています。

※チャイルドシートは、お客様の責任において装着していただくこととしており、係員がお手伝いさせていただいた場合でも、安全のご確認はお客様にお願いしております。

※当社では、チャイルドシートの装着不具合により生じた事故については責任を負いかねます。

※チャイルドシートが、お客様の取扱い又は管理上の不注意により破損・紛失した場合には、その費用のご負担をお願いすることがあります。

5. 定期点検・車検の場合

お客様が利用されているレンタカーの定期点検・車検につきましては、下記のいずれかの方法にて対応させていただきます。

①都内近郊：別の車両と入れ替え、または一時的に代車をご利用頂きます。

②遠方の場合：別途担当よりご連絡致しますので、ご理解・ご協力をお願いいたします。

遠方地入替えご希望の場合は回送費用を頂く場合があります。

6. 消耗品等の交換について

場合によってはガソリンスタンド等で消耗品（エンジンオイルやバッテリー等）の交換をしていただくことがございます。その際は、大変申し訳ございませんが一度立替払いをしていただき、「領収書」および「作業伝票」を弊社までFAXして下さい。後日ご郵送をお願い致します。

確認が取れ次第、ご指定の口座へお振込みいたします。

7. 走行距離の報告について

毎月月初に『電話』で走行距離をご報告下さい。

8. 多走行時（5,000Km／月以上）の清算について

走行距離が5,000Km／月を超過する場合は、超過距離数を10円／Kmとして清算し、契約終了時にご請求させていただきます。

9. 途中解約について

以下の計算式にて途中解約手数料をお支払い頂きます。

途中解約手数料＝{（貸渡契約期間に対応する貸渡料金）－（貸し渡しから解約までの期間に対応する貸渡料金）}×50%

10. 貸渡・返却時間について

貸渡・返却には弊社より配車お引取りに参ります。時間は事前にご確認を致しますが、道路状況や列車の時間帯により前後いたしますのでご了承をお願い致します。

その際の待ち時間・損害に関する補償は致しかねますので、予めご了承下さい。

1 1 『駐車違反について』

※万が一ご利用期間中に駐車違反をされた場合

違反日より一週間以内に必ず警察署に出頭し、所定の手続き・反則金の支払いをして下さい。
支払った反則金の「領収書」を弊社へ FAX してください。

※一週間以内に違反処理をしていただけなかった場合

当社が定める駐車違反金25,000円をご請求させていただきます。

なお、違反処理も駐車違反金もご対応いただけない場合はレンタカー協会へ報告すると共に、
今後のレンタカー貸渡しをお断りさせていただきますので、ご了承下さい。

1 2 燃料について

ご利用いただくお車は、全て燃料は満タンの状態でお渡します。ご返却は満タンでのご返却をお願いします。

※注意～貸渡車両は、燃料の満タンでのご返却となります。

満タン返しでない場合は、ガソリンスタンドでの満タン補充作業費用を頂きますので、割高になる事を予めご了承下さい。

1 3 お支払いについて

前金でのカード決済、及びお振込みによるお支払いをお願いします。

貸渡期間中のご請求分に対するお支払いが未納となりますと自動的に貸渡契約解除となり保険適用が受けられなくなります。また、貸渡約款（第32条）年利15%の延滞損害金を申し受けます。

1 4 その他

① 貸出車両の管理について

車両については、貸渡前に十分点検を行っておりますが、貸渡契約期間中の日常点検整備、保管場所の確保を含む貸渡車両の管理者はお客様となります。毎日使用する前に「道路交通法第47条の2」に定める日常点検整備の実施をお願いします。又、良善な管理者の注意義務をもってレンタカーの使用、保管をお願いいたします。（お客様に使用、管理上の落ち度があり発生した事故等による損害はお客様ご負担となります。）また、ご利用中は、安全運転でのご利用をお願いいたします。

② お客さまの搭載品については、損害（汚損・破損・盗難・変形が発生いたしましても当社は一切責任を負いません。

③ レンタカーをご返却の際は、車内にお忘れ物のないよう充分にご注意下さい。当社では一切責任を負いかねます。

（遺留品につきましては必要なきものとみなし処分させていただきますのでくれぐれもご注意ください。）

④ レンタカーの日本国外への持ち出しは勿論、各種テスト若しくは競技に使用することは、硬くお断りいたします。

⑤ レンタカーへのペットのご同乗はお断りさせていただきます。

⑥ ナビゲーションは、あくまで走行の補助的機器であり、全ての内容を保証するものではありません。

必ず、実際の交通規制（一方通行など）、工事制限、事故による交通制限に従ってください。

お客様（借受人及びお申し出いただいた運転者）が下記の事項に該当する場合は、レンタカーの貸渡しをお断りすることがあります。

※レンタカーの運転に必要な運転免許証を有していないとき。

※酒気を帯びている時や麻薬、覚せい剤、シンナー等による中毒症状等を呈しているとき。

※過去にレンタカー賃貸において事故歴等があり当社が不適当と認めた場合。

※過去にレンタカー賃貸において無断延長等の事実があり当社が不適当と認めた場合。

⑦ 株式会社九州レントリースサービス レンタカー貸渡約款を必ずご確認頂きお申込下さい。

⑧ ロードサービス（当社レンタカーすべての車両で一定のロードサービスが付加されています）

※一部有料になる場合があります。